

子どもを性被害から守るための教育委員会の取組とその課題

教育委員会

○学校等の責務

■子どもを性被害から守るための条例 第7条 「学校等の責務」を規定

子どもを性被害から守るための人権教育、性教育及び情報モラルに関する教育を行うよう努めるものとする。

○これまでの取組

人権教育・性教育の充実

○学校における「性に関する指導」の充実

- ・「性教育の手引き」（平成 25 年度）、「外部講師を活用した実践事例集」（平成 26 年度）など手引きの改訂・作成を条例に先駆けて実施
- ・新規採用教員への「性に関する指導」と「性被害防止に関する指導」について研修を実施（平成 28 年度から）

○性被害防止パンフレットの作成・配布

- ・高校生向け（平成 27 年度から）
- ・中学生向け（平成 28 年度から）

情報モラル教育に関する取組

○子どもの性被害防止教育キャラバン

- ・ 専門家を交えたキャラバン隊による講師派遣学習（平成 27 年度から）

【平成 28 年度実施予定】

県立高校 79 校 105 回

全県立高校第 1 学年対象

私立高校等 7 校

（希望する学校）

公立中学校 4 校

（希望する学校）

○【再掲】性被害防止パンフレットの作成・配布

その他の取組

○相談体制の充実

- ・ 学校生活相談センター
- ・ スクールソーシャルワーカー
（平成 28 年度 SSW 増員 8 人分 → 18 人分）

○被害者支援

- ・ スクールカウンセラーの対応

○高校生スマホキャラバン

- ・ 県立高校生が中学生にスマホの正しい使い方を指導する、主体的なボランティア活動（県警）

○性教育・人権教育の充実に関する専門家からの意見聴取（資料 2 - 2）

○学校現場での性教育の定着度調査（資料 2 - 3）

これまでの取組から見えてきた課題

課題 1

性的リテラシー（知識及び活用能力）について、子どもたちにどこまで、身につけさせるか。関係者の共通認識が十分でない。

【専門家からの意見】

- 市町村ごとに性教育の取組みに温度差がある。（助産師・保健師）
- 現代の子どもたちの実態からみると、外性器や性交の学習を早い時期（小学生のうち）から実施できる道を広げてほしい。（元養護教諭）
- 性教育は子どもがお腹の中にいるときからすでに始まっており、育った環境や保護者の在り方によって、子ども達は小学校入学の時点で、皆違う価値観や考えを無意識にであっても持っている。（産婦人科医）
- 学校において、集団で学び、知ることはとても大切なことである。現状は小中学校において性教育をどこまで誰がするかは学校によってかなりの差があるので、どこの学校でも継続的に行ってほしい。（産婦人科医）

課題 2

子どもの学びについて、学校と学校以外の学びの場、教員と教員以外の専門家集団との組み合わせを進めることが必要であるが、誰がどうデザインし、どうマネジメントするのか。

【専門家からの意見】

- 性教育は学校だけの責任ではない。社会全体で協力して行われるべきことなので、必要とされる職種や人材が学校と連携して、子ども達に様々な形で関わり、学びを与えることが大切だと思う。（産婦人科医）
- 外部団体のシステマ的な教育活動は費用が必要。経費負担が課題となっていると聞いている。（臨床心理士）
- 依頼され出前授業を行っているが、時期の集中、予算、助産師も不足でやり繰りが厳しい。（助産師・保健師）
- 性教育は、学校と外部団体の役割を明確にして、的をしぼって授業をするという。（助産師・保健師）
- 子どもたちには、受け入れてくれる受け皿を整備し、それを子どもたちに周知することが大事。そこに相談に来てくれることで、必要な専門家へつなげることができる。（助産師・保健師）
- 先生全体が性を学べる場をつくってほしい。（元養護教諭）
- 教職員が性暴力に対して正しい知識を得、心理パターンや行動を理解し、子どもに寄り添えることがその後の回復に大きな影響がある。そのため、教職員への研修が必要。（NPO 法人代表）

課題 3

大人（保護者、地域住民）の学びに対して、どう向き合えばいいのか。子どもを取りまく環境の理解、とりわけ、メディアリテラシーの向上が必要ではないか。

【専門家からの意見】

- 大人も性教育を学んでいない。大学生の時に性教育を教えてほしい。（元養護教諭）
- 条例の効果で、これまでタブー視されてきた性被害の話が地域でできるようになってきている。これを機に、公民館など地域単位で性被害防止の講習会などが受けられる環境を整えてほしい。（NPO 法人代表）
- ある村の出前授業は、子どもだけではなくて、教員やPTAを対象に親に知っておいてほしいことというテーマで行っている。（助産師・保健師）
- 一人の保護者が「性教育はしなくていい。」という、その学年で外部講師による授業ができないということがあった。親の性教育が大事。（助産師・保健師）
- メディアリテラシーの授業は親子で一緒に受けるのが良い。（助産師・保健師）

課題 4

権限の所在が複雑（県、市町村、県教育委員会、市町村教育委員会、学校）な中で、どう推進していくか。

性教育・人権教育の充実に関する専門家からの意見聴取

教育委員会、県民文化部

【産婦人科医】

- 性教育は子どもがお腹の中にいるときからすでに始まっており、育った環境や保護者の在り方によって、子ども達は小学校入学の時点で、皆違う価値観や考えを無意識にであっても持っている。
- だからこそ学校において、集団で学び、知ることはとても大切なことである。現状は小中学校において性教育をどこまで誰がするかは学校によってかなりの差があるので、どこの学校でも継続的に行ってほしい。
- 今の指導要領の範囲では、義務教育の中で妊娠・出産・避妊・中絶など性に関連するトラブルについては、指導することになってはいない部分が多いが、実際には中学生の妊娠・中学を卒業して間もない子ども達が妊娠し、トラブルに巻き込まれている。そのためどうしても、義務教育の中での教育が必要だと認識している。
- 性教育は学校だけの責任ではなく、社会全体で協力して行われるべきことなので、必要とされる職種や人材が学校と連携して、子ども達に様々な形で関わり、学びを与えることが大切だと思う。

【元養護教諭】

- 現代の子どもたちの実態からみると、外性器や性交の学習を早い時期（小学生のうち）から実施できる道を広げてほしい。
- 大人も性教育を学んでいない。大学生の時に性教育を教えてほしい。
- 学校で養護教諭や保健体育の先生ばかりでなく、先生全体が性を学べる場をつくってほしい。
- 子ども対象の性の学びについて補助金を出してもらえたら、学校もかなり性教育を学ぶ機会が増えるのではないか。

【臨床心理士】

- 自分を大切にすることはどういうことか、具体的に教える必要がある。
- 学校では、性教育と道徳が重なっていくことが必要ではないか。
- 外部団体のシステムの教育活動は費用が必要。経費負担が課題となっていると聞いている。
- 電話だから安心して話せる場合がある。電話相談窓口を設置することはいいと思う。

【助産師、保健師】

- 依頼され出前授業を行っているが、時期の集中、予算、助産師も不足でやり繰りが厳しい。
- 性教育は、学校と外部団体の役割を明確にして、的をしぼって授業をするといい。
- 学校は、丸投げ感が強く、積み重ねがないし、市町村ごとに性教育の取組みに温度差がある。
- ある村の出前授業は、子供だけではなく、教員やPTAを対象に、親に知っておいてほしいことというテーマで行っている。
- 今の子どもたちは自己肯定感が低い。自己肯定感は赤ちゃんの時から積み重ね。
- 一人の保護者が「性教育はしなくていい。」という、その学年で外部講師による授業ができないというものがあった。親の性教育がだいじ。
- 子どもたちには、受け入れてくれる受け皿を整備し、それを子どもたちに周知することがだいじ。そこに相談に来てくれることで、必要な専門家へつなげることができる。
- メディア系の被害が多い。メディアリテラシーの授業は親子で一緒に受けるのが良い。

【NPO法人代表】

- 自分が大切な存在だと思えないと、性教育や知識は入らない。自分は大切な存在だと思える人権教育が必要。また、性被害防止には、自己肯定感を高め、子ども自身が抵抗力をつける取り組みが必要。
- 被害者が語ることで、性暴力は明るみになる。子どもを孤立させないために、子どもの話を信じて力になってくれるおとなの存在が重要。
- 性被害に遭ったことを話せる相手として先生が存在がある。教職員が性暴力に対して正しい知識を得、心理パターンや行動を理解し、子どもに寄り添えることがその後の回復に大きな影響がある。そのため、教職員への研修が必要。
- 学校内でSOSを出している子どもを特に発見しやすい立場にあるのが養護教諭。養護教諭を対象に、ワークショップなどの研修を行い、アンテナを高くしキーパーソンになっていただきたい。
- 条例の効果で、これまでタブー視されてきた性被害の話が地域でできるようになってきている。これを機に、公民館など地域単位で性被害防止の講習会などが受けられる環境を整えてほしい。

学校現場での性教育の定着度調査の概要（速報） [H28. 9. 6 現在]

教育委員会

調査の概要

対 象： 県内の全小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 713校
 内 容： 平成27年度の「性に関する指導」の実施状況と課題・意見についてアンケート調査

主な項目

○ 年間指導計画	75%の学校が策定（小85%、中79%、高43%、特支74%）
○ 指導方法 【複数選択】	学習カード（71%）、視聴覚教材（70%）、外部講師（60%）、グループ討議（34%）、事例（場面）設定（21%）の順に導入
○ 外部講師の活用	60%の学校が活用（小41%、中82%、高81%、特支37%）。保健所・市町村等職員が最も多く、次いで医師以外の医療専門職
○ 「性に関する指導の手引き」の活用	特別活動（全学校の53%）、保健体育の授業（同43%）で活用。活用していない学校は19%
○ 指導研修会参加	過去2年での参加50%（小47%、中54%、高51%、特支58%）。参加者は、養護教諭（73%）、保健主事（14%）、保健体育教諭（8%）
○ 指導上の課題 【複数選択】	指導時間の確保（60%）、指導資料の不足（48%）、外部指導者の確保・調整（33%）、学校内での共通理解（27%）、外部指導者の謝金等（29%）を挙げるところが多い。

課題・意見（自由記載）

○ 外部講師の活用

- ・ 講師の手配、謝金、授業時間の確保等に困難があり、積極活用できていない（小、中、高）。
- ・ 学校からの要望は伝えやすいが、児童の実態を伝えることが難しい（小）。
- ・ 講師に関する情報が不足（小、中）。
- ・ 事前打合せの時間が十分とれない（小、高）。事後の指導時間（教師のフォローアップ）も取れない（中）。

○ 個別指導

- ・ 産婦人科医、助産師、地域保健師などに相談している（小、中、高）。
- ・ ワンストップ的に専門相談できる機関がない。あっても、身近でない（中）。

○ 手引きの活用

- ・ 具体的な指導案がたくさんほしい。できれば学年ごとに（小、中）。
- ・ 実践例や展開例を、すぐに加工できるようにデータでほしい（小、中）。
- ・ 統計数値などデータ古くなるので、更新してほしい（小、中）。
- ・ 授業で使える具体的な教材をもっと紹介してほしい（小、中）。
- ・ 単元展開が系統立って記載されていない。単発の授業でしか使えない（中）。
- ・ 地元市教委が作成した指導資料を使っている（中）。

○ 指導者研修会

- ・ 開催場所は、地区ごとなど参加しやすくしてほしい（小）。
- ・ 学級担任も参加しやすい夏休みなどの開催希望（小）、秋口は文化祭などで困難（中）。
- ・ 養護教諭だけでなく、体育主任や一般教諭の参加を校長等に明確に求めるべき（小）。
- ・ 具体的な指導実践、熱心な先生の模擬授業、実践報告を聞いてみたい（小）。
- ・ 3年研、5年研、10年研、免許更新講習などに位置づけ、半強制受講も必要（小、中、高）。
- ・ 手引きを使った実践発表も有効ではないか（中）。

○ その他全般

- ・ 学校間、教員間の取組みの温度差が大きい。各学年で教えるべき内容をはっきりと県で示してほしい（小）。
- ・ 各種行事で忙しい中、時間確保と指導内容や具体資料の整備が必要（中）。
- ・ 小中連携で継続した教育が必要。入学後ばらつきがあり指導が難しくなる（中）。
- ・ 教員養成段階から性について学ぶ機会を取り入れるべき（中）。
- ・ 集団指導と同じくらい個別指導の充実が大切。教職員全体のスキルアップが必要（高）。

(参考)

「高校生スマホキャラバン」の取組について

「高校生スマホキャラバン」とは

高校生が中学生にスマホの正しい使い方を指導する、主体的なボランティア活動

駒ヶ根工業高校

- 従来からコマレンジャー同好会としてボランティア活動。
- H28.3月に赤穂中学校の依頼で卒業間近の中学3年生に対して高校生の視点で「スマホ授業」を開催



「高校生スマホキャラバン」の発足

- 県警のサイバーボランティアに応募。
- 県警の指導のもとにスクールサポーターと連携し、高校生の目線から中学校に指導を行う。

連携

長野県
警察

スクールサポーター

駒ヶ根工業高校が全県に
募集し、新たに4校が参加

高校生スマホキャラバンの活動高校が拡大

駒ヶ根工業高校

高遠高校

東御清翔高校

長野商業高校

穂高商業高校

高校生ICTカンファレンス長野大会への参加、性被害防止教育キャラバンの受講などにより生徒の意識が向上。



スマホキャラバンをきっかけに、参加校が拡大



様々な啓発

長野県
教育
委員会高校生
ICT
カンファレンス性被害防止
キャラバンインターネット
アンケートインターネット
共同
メッセージ近隣の中学生に対して、年代の近い高校生の
目線で、スマホの正しい使い方を教えている。